

新型コロナウイルス感染症患者（疑い含む）発生時の対応について

1 基本的な対応の考え方

児童が対象者のケース	同居家族が対象者のケース
<p>1 児童に発熱等のかぜの症状が見られる場合</p> <p>①とりあえずその日は<u>出席停止</u>とします。</p> <p>②必ずかかりつけ医に相談してください。</p> <p>→コロナウイルス感染症の疑いなしと診断されれば、翌日から出席停止ではなくなります。</p> <p>→PCR検査の必要ありと判断された場合は、医師の指示に従ってください。</p> <p>※必ず学校へ連絡してください。</p> <p>※出席停止は継続します。</p>	<p>1 家族に発熱等のかぜの症状が見られる場合</p> <p>・特に報告等は求めません。</p> <p>注 ただし、新型コロナウイルスの感染状況が「レベル2」「レベル3」の地域では、同居の家族に風邪症状が見られる場合も登校させないことになっているので（文科省指示）、改めて学校から報告の依頼をします。</p>
<p>2 児童が濃厚接触者と認定された場合</p> <p>①健康福祉事務所から濃厚接触者であると認定された場合は<u>出席停止</u>とします。</p> <p>・必ず学校へ連絡してください。</p> <p>・PCR検査等の対応については、健康福祉事務所の指示に従ってください。</p> <p>②当該学級または学年は、<u>ひとまず翌日、翌々日を臨時休業</u>とします。</p> <p>※全学年が臨時休業になることもあります。</p>	<p>2 家族が濃厚接触者と認定された場合</p> <p>①原則として登校を控えていただく必要はありません。</p> <p>②ただし、登校させるのが心配な場合は、学校までご相談ください。</p> <p>※校長の判断により、出席停止等の対応をとらせていただきます。</p> <p>注 健康福祉事務所から、児童の登校等について指導されることもあります。健康福祉事務所の指示内容については、必ず学校に連絡してください。</p>
<p>3 児童の感染が判明した場合</p> <p>①快癒するまで<u>出席停止</u>とします。</p> <p>②基本的に全学年が、<u>一定期間臨時休業</u>となります。臨時休業期間については、「疫学調査がいつ実施されるか」「その後の学校施設の消毒作業に要する日数」等を健康福祉事務所に確認して、宍粟市教育委員会が決定します。</p>	<p>3 家族の感染が判明した場合</p> <p>・当該児童が濃厚接触者であるかどうかについては、後日、健康福祉事務所から通知があります。</p> <p>→左表「2 児童が濃厚接触者と認定された場合」を参照</p>

2 情報のながれ

濃厚接触者であるかどうかについては、健康福祉事務所から直接本人（または保護者）に通知があります。学校や市役所、市教育委員会へは情報は入ってきませんので、健康福祉事務所から通知があった場合は、必ず学校にご連絡いただきますようお願いいたします。